

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

気付くのが遅いため成長もゆっくりですが、速度や道のりは人それぞれです。勉強のやり方に気付いたのが中学2年、仕事を選ぶ基準や納得いかなければやり直せばいいことに気付いたのが27歳です。どんな道を歩いても一度も躓かない人はいません。それでも立ち上がり歩き始めなければ前に進めません。回り道をしなければ出会えなかった人に生きていることだけでいかに有り難いことかも教えられました。同じ出来事であっても考え方によって学べるものが違ってきます。すべての出来事は何かを教えています。

私の書棚より

○私が従事することすべては公的記録として文字に起こされ、ビデオに録画されて公開されます。そうすると、どの活動団体も、自分たちの業界など、小さな利益のためのロビー活動はできなくなります。
○民主主義を深め、経済活動を活性化させつつ、新型コロナウイルスのような脅威の拡大を食い止めるには、左でも右でもない場所に行かなければなりません。この思考法は、透明性と説明責任能力があって実現可能となる。
「自由への手紙」
オードリー・タン著 講談社

税務アンテナ

□従業員が受ける経済的利益は、原則として給与と同様に課税対象になります。ただし、会社行事として行う慰安旅行等は、その行事自体が社会通念上一般に行われている程度のものであれば、給与課税しないこととされています。その要件は、旅行に要する期間が4泊5日以内で、参加する従業員の数が全従業員の50%以上であることです。なお、不参加者に対して金銭を支給する場合には、参加者も含めて、使用人が負担した金額に相当する給与の支給があったものとして課税されることとなります。

□青色申告書を提出する中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前年度を上回り、かつ継続雇用者給与等の賃上げ率が1.5%以上であるときは、雇用者給与等支給増加額の15%相当額の税額が、当期の法人税額の20%を上限に控除することができます。この税制は、令和5年3月31日まで適用期限が延長され、令和3年4月1日から開始する摘要年度については、前事業年度との全期間内に在籍した「継続雇用者」を対象としていた比較要件が撤廃され、雇用者給与等の対前年度増加率が1.5%以上であれば適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
15日	○給与所得者異動届出
30日	○3年2月決算法人の確定申告 ○2年8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○2年5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告

30日	○4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------